

## 京都市職員の倫理の保持に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であること及び職員の職務外の行動であってもそれが公務に対する市民の信頼に影響を及ぼし得ることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、職員の倫理観の高揚を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員及び教育長をいう。
- (2) 法令等 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに本市の条例、執行機関の規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号に規定する事業者等とみなす。

### (職員の責務)

第3条 職員は、自らの行動が公務に対する市民の信頼に影響を及ぼすことを深く認識し、非行その他の公務に対する市民の信頼を傷つける行為をすることのないよう、職務に全力を挙げ、常に自らを厳しく律しなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、法令等を遵守するとともに、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(管理監督職員の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員で別に定めるもの(以下「管理監督職員」という。)は、その地位の重要性を自覚するとともに、管理又は監督の対象となる職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導をしなければならない。

2 管理監督職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の倫理の保持のための研修の推進に努めなければならない。

(職員の倫理を監督する職員)

第6条 任命権者は、職員の倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する職員を置くものとする。

2 前項に規定する職員の倫理を監督する職員は、職員に対する倫理の保持に係る指導及び助言その他の職員の倫理の保持のために必要な措置を講じるものとする。

(市長の調整)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、他の任命権者に対し、職員の倫理の保持のために講じる措置に関して報告を求め、又は助言することができる。

(利害関係を有する者からの接待等の禁止等)

第8条 職員は、当該職員の職務に利害関係を有する者(当該職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある者で、自らが有利な取扱いを受けることができるように当該職員が当該他の職員に対し影響力を行使することを意図して当該職員と接触していることが客観的に明らかであるものを含む。)との接触に当たっては、接待を受けることその他の別に定める行為をしてはならない。ただし、職務上必要であると認められる行為で別に定めるものについては、この限りでない。

2 職員は、前項ただし書に規定する行為をしようとするときは、別に定めるところにより、文書により任命権者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合においては、別に定めるところにより、当該行為をした後直ちにその旨を文書により任命権者に届け出なければならない。

3 任命権者は、前項の規定による届出があったときは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「4半期」という。)ごとに、当該届出に係る文書(以下「関係業者等対応届」という。)のうち、京都市職員給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のものその他別に定める職員(以下「課長級以上職員」という。)に係るもの(以下「特定職員関係業者等対応届」という。)の写しを人事委員会に送付しなければならない。

(贈与等の報告)

第9条 課長級以上職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として別に定める報酬の支払(以下「報酬支払」という。)を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬支払を受けた時において課長級以上職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該報酬支払により受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、当該贈与等又は当該報酬支払を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「贈与等報告書」という。)を任命権者に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により届け出たときは、この限りでない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該報酬支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬支払をした事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 任命権者は、前項の規定による贈与等報告書の提出があったときは、4半期ごとに、当該4半期の翌4半期の初日から14日以内に、当該贈与等報告書の写しを人事委員会に送付しなければならない。

(届出書等の保存及び閲覧)

第10条 任命権者は、関係業者等対応届及び贈与等報告書を、これらを提出すべき基因となった事実があった日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、別に定めるところにより、前項の規定により保存されている特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書で、贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超えるものの閲覧を請求することができる。

(人事委員会の職務)

第11条 人事委員会は、職員の倫理に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の倫理の保持を図るために必要な事項に係る市規則の制定又は改廃に関して、市長に意見を申し出ること。
- (2) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査及び研究を行うこと。
- (3) 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的な企画を行うこと。
- (4) 特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書の審査を行うこと。

(5) 職員の倫理の保持のために必要な措置に関して、任命権者に意見を申し出ること。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(違反行為があった場合の措置)

第 12 条 任命権者は、職員がこの条例の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行い、又は別に定める者に対し調査を行わせるものとする。

2 任命権者は、違反行為があったと認められるときは、その程度に応じて、その職員に対し、懲戒処分その他の措置を採るものとする。

(市議会への報告)

第 13 条 市長は、毎年、市議会に職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について報告しなければならない。

(本市が出資している法人の講じる措置)

第 14 条 本市が出資している法人で別に定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、当該法人に勤務する者の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地方公営企業職員等に関する特例)

第 15 条 第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 11 条の規定は、地方公営企業法第 15 条第 1 項に規定する企業職員及び地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者には、適用しない。

(委任)

第 16 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 11 条第 1 項第 1 号の規定 公布の日

(2) 第 8 条から第 10 条まで、第 11 条第 1 項第 4 号、第 15 条及び次項の規定 市規則で定める日

(平成 12 年 6 月 22 日規則第 22 号で平成 12 年 7 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 第 9 条の規定は、前項第 2 号に規定する市規則で定める日以後に受けた贈与等又は報酬支払について適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 17 日条例第 14 号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日から施行する。

(学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日は、平成 19 年 12 月 26 日)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京都市職員の倫理の保持に関する条例の規定は、京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第 2 項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学の学長、教員及び部局長並びに学校教育法第 92 条第 1 項に規定する助手については、なおその効力を有する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日条例第 95 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。